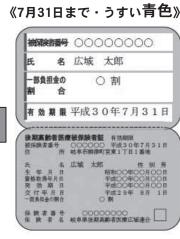
期高齢者医療制度についてのお知ら

保険証(被保険者証)を更新します 保険証は1人に1枚交付されます



ださい。

わります。 ます)。また、

用ください(新しい保険証は7月中にお送りし

新しい保険証はうすい緑色に変

現在の保険証の有効期限は平成30年7月31日

8月1日からは新しい保険証をご使

ですので、

が見えないよう裁断するなど、十分注意してく

古い保険証を処分されるときは、

住所や氏名

|平成30年度の保険料につい

平成29年中の所得をもとに個人単位で計算され 得割額」の合計となり、平成30年度の保険料は 等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所 保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均

高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りしま 険者になられた方に対して、7月中旬に「後期 でご確認ください。 5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保 保険料額や納付方法が記載されていますの

《8月1日から・うすい緑色》

広域

氏

一部負担金の

00000000

太郎

〇 割

保険料額について】

なります。(限度額62万円・100円未満切り捨て) ア:均等割額 平成30年度の保険料は次のア、イの合計額に

(被保険者一人あたり41,214円)

イ .. 所得割額

歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に

有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65 後期高齢者医療の保険証は八百津町に住所を

交付されます。

※総所得金額等-33万円(基礎控除額) (被保険者の所得※×所得割率7·75%)

(保険料の納め方について

く「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払い ただく「普通徴収」があります。 保険料の納め方は、年金からお支払いいただ

①年金からのお支払い「特別徴収」

額が年金受給額の2分の1を超えない場合 護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計 年金の受給額が年額18万円以上の方で、 年金からお支払いいただきます。 介

②口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」 ます。保険料のお支払い忘れがなく、 る納付書や、 口座振替をおすすめします。 特別徴収とならない方は、 口座振替によるお支払いとなり 町から送付され

)保険料の納付方法を特別徴収(年金か ら納付)から口座振替に変更できます

ができる場合があります。 保険料を年金からお支払いいただいている方 口座振替によるお支払いに切り替えること

問い合わせください。 お手続き方法などにつきましては町民課にお

●保険料の納付が難しいとき

合はお早めにご相談ください。 しています。 町民課では保険料の納付に関する相談を受付 失業や災害などで納付が困難な場

滞納処分が行われることがあります。 保険料を納めない場合には、法律の定めにより 十分な収入・資産などがあるにもかかわらず